

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年4月17日
【計算期間】 第1期計算期間
（自 平成20年1月18日 至 平成21年1月19日）
【ファンド名】 D I A M条件付インカム確保型ファンド08-01
【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長浜 力雄
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】 大楽 信雄
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】 03-3287-3110
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

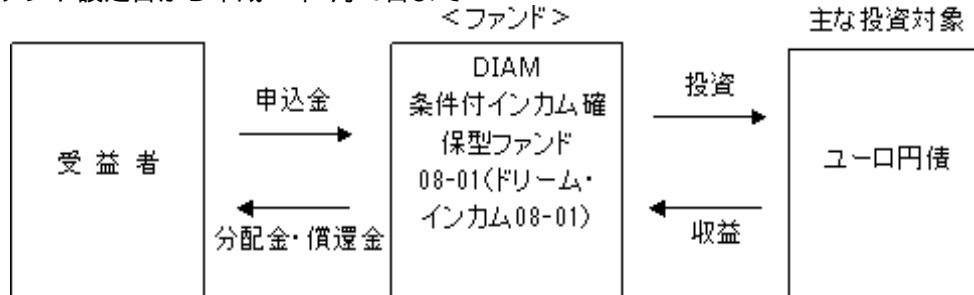
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
- 当ファンドは単位型株式投資信託に属します。

<ファンド設定日から平成21年1月19日まで>



<平成21年1月20日からファンド償還日まで>



- 当ファンドの信託金の限度額は、120億円とします。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型 (条件付運用型)
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「単位型投信」とは当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「特殊型」とは目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	条件付運用型 ロング・ショート型?絶対収益追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

投資対象資産

「債券・その他債券」とは目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型

「条件付運用型」とは目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

<ファンドの特徴>

1. 当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
2. 一定の条件のもとで元本（当初元本1口＝1円）を確保し、繰上償還することを目指します。
3. 一定の条件を満たさない場合には、日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用を行います。
4. 当初1年間は、一定の日に限り解約が可能です。

1. 当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

- ・当初1年間終了時、日経平均株価^(注1)の動向にかかわらず、原則として1万口当り660円程度（当初元本1口＝1円、税引前）の分配金をお支払いすることを目指します。

（注1）「日経平均」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均」の運営を委託しています。「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、D I A Mアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用及び「本件受益権」の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

2. 一定の条件のもとで元本（当初元本1口＝1円）を確保し、繰上償還することを目指します。

ケース1

- ・観測期間⁽¹⁾中に日経平均株価の終値が、スタート株価⁽²⁾に対して一度も20%（小数第3位を四捨五入、以下同じ。）以上の下落とならなかった場合は元本を確保し、繰上償還することを目指します。

ケース2

- ・観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して一度20%以上の下落となった場合でも、エンド株価⁽³⁾がスタート株価以上の場合は元本を確保し、繰上償還することを目指します。

- 1 観測期間：平成20年1月23日～平成20年12月29日
- 2 スタート株価：平成20年1月18日～平成20年1月22日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）
- 3 エンド株価：平成20年12月30日～平成21年1月6日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）

（注2）スタート株価およびエンド株価の算出期間において、臨時の祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合は、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

3. 上記の一定の条件を満たさない場合には、日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用を行います。

ケース3

- ・観測期間中に日経平均株価の終値がスタート株価に対して一度でも20%以上の下落となり、かつ、エンド株価がスタート株価未満となった場合には、平成21年1月20日以降、日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用に移行します。
- ・『元本×（エンド株価／スタート株価）』の価格でユーロ円債が償還し、第1期決算日に分配金を支払い、平成21年1月20日より第2期のインデックス運用がスタートするため、平成21年1月19日の基準価額は、以下の計算式が目安となり、第2期は元本を割り込んだ価格からの運用となります。

$$\text{平成21年1月19日の基準価額} = 10,000\text{円} \times (\text{エンド株価} / \text{スタート株価})$$

- ・また、償還時における日経平均株価の水準が、スタート株価を下回っている場合、元本を割り込んで償還されます。
- ・第2期以降、基準価額が11,000円以上^()となった場合は、繰上償還となります。
基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに繰上償還の準備に入りますが、組入株式の売却に要する費用および売却に至るまで株価変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る場合があります。当ファンドは、この場合、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有しているものではありません。

4. 当初1年間は、一定の日に限り解約が可能です。

- ・平成20年2月から平成21年1月までの毎月10日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求申込受付日として、解

約請求のお申込みを受付いたします。

- ・第1期の運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。

（注３）解約価額は元本確保を目指す仕組みを有しておりません。したがって、解約価額は元本を下回る可能性があります。

本書に記載されている元本確保および目標分配金は目標とする運用成果であり、実際の運用成果はファンドの運営経費、税制、市場環境等の変動により、目標と異なる場合があります。

目標分配金額は、実際にユーロ円債を購入してから決定します。

<ファンドの設定から償還までのスケジュール>

スタート株価決定期間			平成20年1月18日	設定日、スタート株価計算開始
観測期間		解約不可 原則解約不可 限定解約可能	平成20年1月22日	スタート株価決定日
			平成20年1月23日	観測期間開始日
			平成20年1月29日	
			平成20年1月30日	
			平成20年2月10日	平成20年2月から平成21年1月までの毎月10日（休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）を解約申込受付日として解約が可能。 ※ただし、特別な事由による場合には、毎月10日以外の日であっても解約が可能。
エンド株価決定期間			平成20年12月29日	観測期間終了日および繰上償還有無決定日
			平成20年12月30日	エンド株価計算開始日
			平成21年1月6日	エンド株価および繰上償還有無決定日
			平成21年1月13日	
《ケース1》 《ケース2》	《ケース3》	解約不可	平成21年1月15日	
			平成21年1月16日	
繰上償還	インデックス運用	解約可能	平成21年1月19日	繰上償還 《ケース1》《ケース2》
			平成21年1月20日	インデックス運用開始日 《ケース3》 ※ただし、基準価額が11,000円以上となった場合、繰上償還。
			平成25年1月16日	
			平成25年1月17日	償還日

<ファンドの投資成果とその条件>

【第1期】（平成20年1月18日から平成21年1月19日まで）

- ・投資対象：ユーロ円債
- ・スタート株価：平成20年1月18日～平成20年1月22日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）
- ・エンド株価：平成20年12月30日～平成21年1月6日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）
- ・観測期間：平成20年1月23日～平成20年12月29日

観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して、一度も20%以上の下落とならなかった場合

〈ケース1〉

観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して、一度でも20%以上の下落となった場合で、

エンド株価がスタート株価以上となった場合

〈ケース2〉

エンド株価がスタート株価を下回った場合

〈ケース3〉

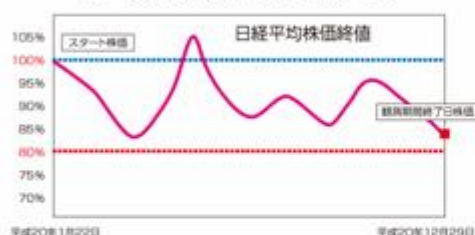
【第1期】（平成21年1月19日まで）

【第2期】以降（平成21年1月20日以降）

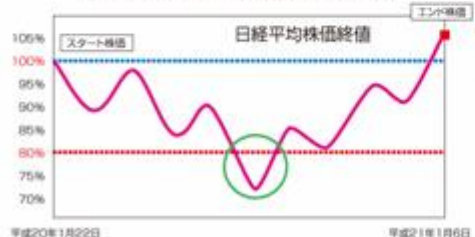
〈ケース1〉 〈ケース2〉

当初1年間で、1万口当たり660円程度（当初元本1口=1円 税引前）の分配金をお支払いし、元本確保のうえ繰上償還することを目標とします。

〈ケース1〉の日経平均株価のイメージ



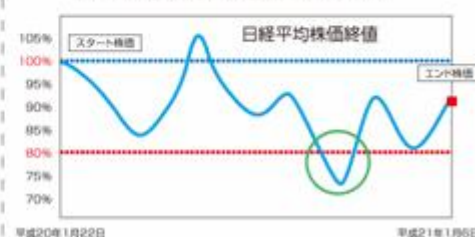
〈ケース2〉の日経平均株価のイメージ



〈ケース3〉

当初1年後に1万口当たり660円程度（当初元本1口=1円 税引前）の分配金をお支払いした後、【第2期】以降（平成21年1月20日以降）は日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用（インデックス運用）を行います。ただし、基準価額が11,000円以上となった場合は、繰上償還となります。

〈ケース3〉の日経平均株価のイメージ



以下の表は、ケース2 と ケース3 における日経平均株価と基準価額との関係をイメージした表です。

《ケース2》と《ケース3》における日経平均株価と基準価額との関係をイメージした表

(例) 日経平均株価のスタート株価が16,000円の場合

【第1期】(平成20年1月18日から平成21年1月19日まで) ユーロ円債に投資する運用				【第2期以降】(平成21年1月20日以降) 日経平均株価に連動した運用	
スタート時	20 % 以上 下落 した 場合	エンド時		第1期末	基準価額(円)
スタート株価(円)		エンド株価(円)	騰落率(%)	基準価額(円)	
		17,600	+10	10,000⇒繰上償還	11,000⇒繰上償還
16,000		16,000	±0		
		14,400	▲10	9,000	日経平均株価に連動した投資成果を 目指します。
		12,800	▲20	8,000	
		11,200	▲30	7,000	

(注1) 上記の表は日経平均株価のスタート株価を16,000円とした場合の単なる試算であり、実際の運用では信託報酬等のコストがかかるため、実際の基準価額とは異なります。

(注2) 「株価」は「日経平均株価」を表します。

(注3) 第2期以降は、いつでも解約が可能となり、解約時または償還時の日経平均株価の水準によって損益が確定されます。よって、解約時または償還時の日経平均株価がスタート株価を下回っている場合は、その時点での基準価額で解約、または償還となりますので、元本を割り込むこととなります。

(注4) 第2期以降、基準価額が11,000円以上となった場合には繰上償還手続きに入りますが、償還価額は11,000円を割り込むことがあります。

ケース1 および ケース2 の場合の分配金は、元本と合わせて、税金を控除後、償還金としてお支払いします。

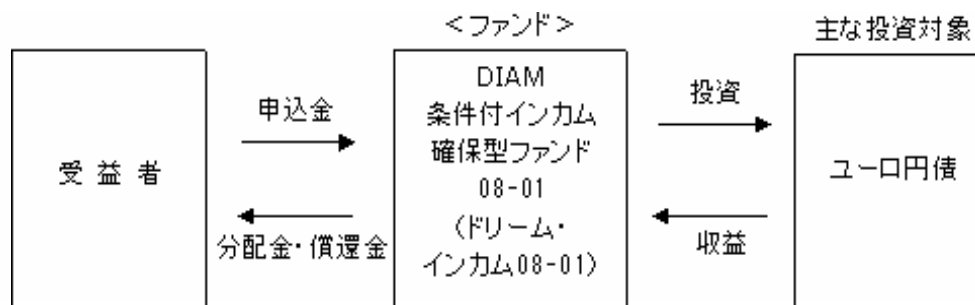
ケース3 の場合の分配金は、税金を控除後、第1期決算日（平成21年1月19日）より起算して、原則として5営業日までにお支払いします。また、ケース3 の場合、第2期以降の分配金は、運用実績・市況動向等により決定されます。なお、分配金は1万口当たり（当初元本1口＝1円）、税引き前の金額です。

上記のグラフおよび説明等は、主要投資対象とするユーロ円債に100%投資を行い、条件通りに償還した場合であり、また、信託期間中に税制変更が無いなどの前提で、目標を試算したものです。したがって、実際の運用成果を保証するものではありません。

<投資対象とリスク>

●当初1年間（ファンド設定日から平成21年1月19日まで）の投資対象

- ・当ファンドの当初1年間の運用は、S G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. が発行し、ソシエテ ジェネラルが保証するユーロ円債を主要投資対象とします。
- ・同債券の償還額は日経平均株価の動きによって変動し、その上限は投資元本となります。
- ・原則として、組入比率を可能な限り高位とし、同債券の償還までは銘柄の入替えは行わないこととします。よって、当ファンドの基準価額は同債券の価格変動を反映します。
- ・第1期の運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。このため、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なります。また、市況動向および資金動向等により、記載した内容の運用を行うことができない場合があります。
- ・同債券には、発行者およびその保証者のリスクがあります。なお、設定時において同債券の信用状況が著しく低下した場合には、委託会社の判断により、当ファンドの設定を取り止めることがあります。

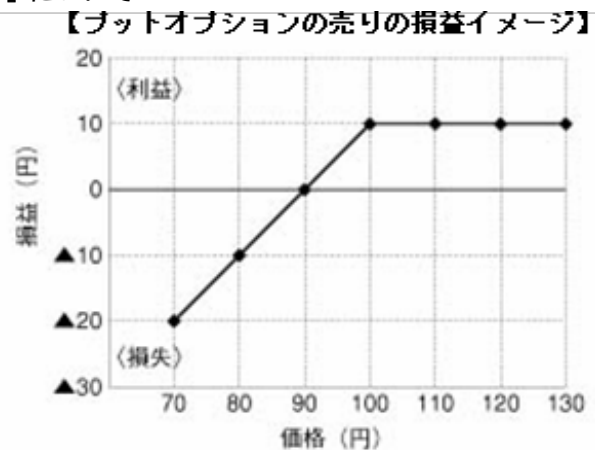


〔ファンドが組み入れるユーロ円債〕

- ・同債券には一定の条件に到達した場合に効果が発生する「プットオプション（売る権利）の売り」（注1）が組み込まれています。この「プットオプション（売る権利）の売り」によって得られる対価が同債券のクーポンの源泉となり、これをもとに、当初1年間の分配金が支払われます。
- ・同債券の発行者である S G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. は、ソシエテ ジェネラル（平成19年11月7日現在、S & P 社: AA / Moody's 社: Aa1）（注2）の100%子会社であり、発行者による同債券の元利金の支払いはソシエテ ジェネラルにより保証されています。

（注1）「プットオプション（売る権利）の売り」について

- ・一般的にオプション取引には、コールオプション（買う権利）とプットオプション（売る権利）があり、オプションを購入した人が権利行使することができます。一方、オプションを売却した人はオプションを購入した人に権利行使されることになります。
- ・「プットオプション（売る権利）の売り」とは、対象資産の価格が一定額以上下落しない場合に利益を得ることができる取引です。
- ・例えば、ある有価証券が将来の特定日（権利行使日）において、行使価格（100円）で売る権利の現在価格が10円であるとき、このプットオプションを売却した場合の損益は、以下ようになります。



権利行使日の有価証券の価格が100円以上となった場合は、プットオプションを購入した人は、権利行使すると利益が得られないため権利行使せず、結果として、プットオプションを売却した人は、プットオプションの売却価格である10円の利益が得られます。

権利行使日の有価証券の価格が100円未満となった場合は、プットオプションを購入した人は、権利行使すると損失が減少するか、利益が得られるため権利行使を行います。その結果、プットオプションを売却した人は、利益が減少するか、損失が発生します。

（注2）「債券格付け」について

- ・「債券格付け」とは、その債券の発行者が元利金を償還までに予定通り支払うことができるかということを、第三者である格付機関が格付けしたものです。一般的に、AAAやAaaといった記号で表されます。
- ・この格付けは、発行者の信用度が変化した場合に、債券の償還前に見直される可能性があります。
- ・米国の格付機関であるスタンダード・プアーズ（S & P社）とムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's社）の格付けは右記のようになっています。

【債券格付け】

格付 (信用力)	格付機関	S&P社	Moody's社
高い ↑		AAA	Aaa
		AA	Aa
		A	A
	《投資適格格付》	BBB	Baa
	《投機的格付》	BB	Ba
		B	B
		CCC	Caa
		CC	Ca
		C	C
低い ↓		D	

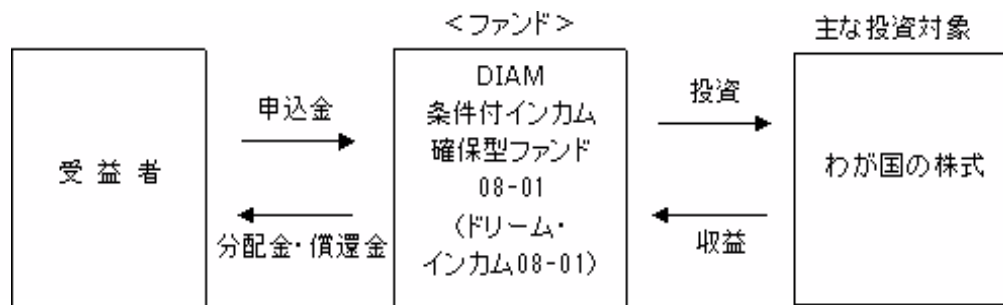
- ・S & P社の格付けには「AA」から「CCC」までの格付けにプラス記号またはマイナス記号が付されることがあります。また、Moody's社の格付けには、「Aa」から「Caa」までの格付けに、1、2、3という数字が付されることがあります。

●当初1年間（ファンド設定日から平成21年1月19日まで）のリスク

- ・第1期において、当ファンドは日経平均株価を参照して値動きをする単一のユーロ円債に集中投資します。（このユーロ円債は、日経平均株価に連動する値動きをするものではありません。）
- ・ユーロ円債は主に以下の要因により、価格変動リスクが発生します。
日経平均株価の価格変動・・・日経平均株価が上昇した場合はユーロ円債の価格も上昇しますが、日経平均株価が下落した場合はユーロ円債の価格も下落する可能性があります。ただし、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なり、当ファンドの基準価額は日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。
金利変動・・・金利が低下した場合はユーロ円債の価格は上昇しますが、金利が上昇した場合はユーロ円債の価格は下落する可能性があります。
発行者および保証者の信用状況・・・ユーロ円債の発行者および保証者の格付けが引き下げられた場合、ユーロ円債の価格が下落する可能性があります。
その他、特別な事情が発生した場合に、ユーロ円債の価格が変動する可能性があります。
- ・ユーロ円債の発行者が債務不履行に陥った際、もしくは債務不履行が発生する可能性が高まった際には、目標とする償還価額および分配金を達成できないリスクがあります。また、委託会社の判断により同債券を償還日以前に売却した場合は、平成21年1月19日以前に繰上償還を行うことがあります。その場合、償還価額は元本を下回る可能性があります。
- ・解約の申し込みは、毎月1回、あらかじめ定められた日のみ受け付けます。なお、特別な事由がある場合はこの限りではありませんので、詳しくは「手続きの概要」をご参照下さい。
- ・第1期に大量の解約または特別解約が発生し、残存受益権口数が10億口を下回った場合は、第1期決算日以前であっても、繰上償還となる場合があります。これらの場合においては、目標通りの成果が享受できない、または元本を下回る可能性があります。

●第2期以降（平成21年1月20日からファンド償還日まで）の投資対象

- ・平成21年1月19日に繰上償還とならない場合、平成21年1月20日からの主要投資対象はわが国の株式とします。
- ・日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用（インデックス運用）を行います。なお、株式組入比率は、原則として高位を保ちます。

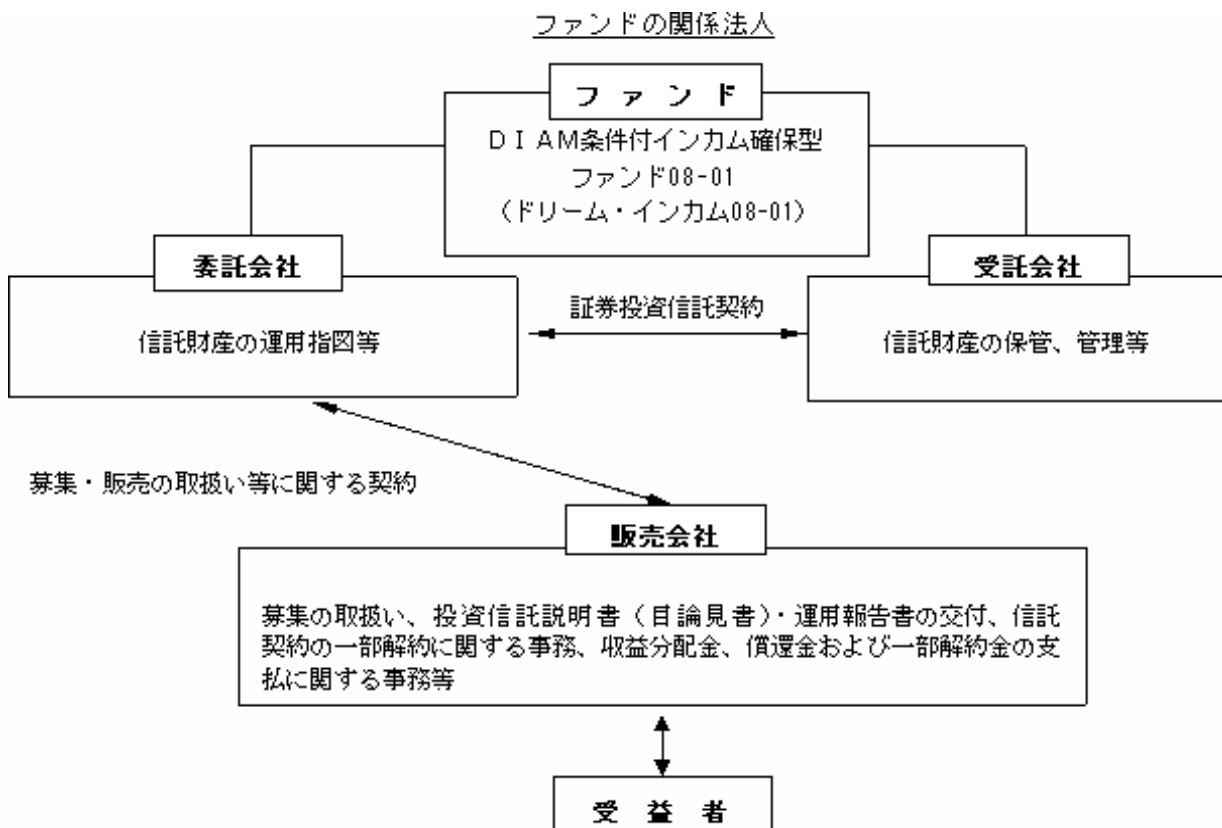


●第2期以降（平成21年1月20日からファンド償還日まで）のリスク

- ・第2期以降においては、日経平均株価におおむね連動する投資成果を目指してインデックス運用するため、日経平均株価が上昇した場合、基準価額も上昇しますが、日経平均が下落した場合は当ファンドの基準価額も下落することとなります。
- ・当ファンドは日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、同インデックス構成全銘柄を組入れないことがあること、一部解約の受付から組入株式の売却執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額と日経平均株価が乖離する場合があります。
- ・償還時（平成25年1月17日）に日経平均株価が、第1期のスタート株価を下回っている場合、元本を割り込んだ価額で償還することとなります。
- ・第2期以降に当ファンドの基準価額が11,000円以上となった場合には、繰上償還します。その場合、速やかに繰上償還の準備に入りますが、組入株式の売却に要する費用、および売却に至るまで価格変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る可能性があります。（当ファンドは、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有しているものではありません。また、基準価額・償還価額が11,000円以上となることを保証・約束するものではありません。）
- ・日経平均株価は日本経済新聞社により日々算出・発表されているものであり、今後この算出・発表が停止される可能性もあります。その場合、当ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。
- ・第2期以降の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・第2期以降に残存受益権口数が10億口を下回った場合は、当ファンドの償還日以前であっても、繰上償還となる場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

- ファンドの関係法人は次の通りです。
 - イ．委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として募集等の業務を行います。
 - ロ．受託会社：住友信託銀行株式会社
当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
 - ハ．販売会社：
当ファンドの募集の取扱いを行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金、収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



- ・「証券投資信託契約」の概要
委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。
- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成21年2月27日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成21年2月27日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ロ．投資態度

当ファンドは、信託契約締結日から第1計算期間末日までの期間においては主として組入時においてA A - 格またはA a 3 格（スタンダード&プアーズ社またはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるものを基準とする。なお、これらの格付けがない場合には、委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含む。）以上の格付けを有するユーロ円債を組入れます。この債券は、第1計算期間内に償還する債券で、日経平均株価の水準により償還価格が変動し、かつ償還価格の上限が限定されています。

原則としてユーロ円債の組入れは、可能な限り高位に組入れ、当該ユーロ円債の銘柄の入替は原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の発行者の保証者の格付けが著しく悪化した場合および商品性の維持が困難とみなされる場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円債を全て売却することがあり、この場合、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、この場合、ファンドの目標とする償還時の基準価額が確保されない可能性があります。

観測期間（平成20年1月23日から平成20年12月29日までの期間をいいます。以下同じ。）中において、当ファンドは、スタート株価（信託契約締結日以降、信託契約締結日を含む3営業日間（平成20年1月18日から平成20年1月22日）の日経平均株価終値の平均（小数第3位を四捨五入）、以下同じ。）から一度も日経平均株価の終値が20%（小数第3位を四捨五入、以下同じ。）以上下落することがなかった場合、または、エンド株価（第1計算期間の末日の10営業日前から8営業日前の3営業日間（平成20年12月30日から平成21年1月6日）の日経平均株価終値の平均（小数第3位を四捨五入）、以下同じ。）がスタート株価以上となった場合には、平成21年1月19日に信託契約を解約し、信託を終了させます。

スタート株価、エンド株価算出期間において、臨時の祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合は、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託者が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

また、観測期間中に、スタート株価から一度も日経平均株価の終値が20%以上下落し、かつエンド株価がスタート株価を下回ることとなった場合には、第2計算期間以降において、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うとともに、その後、基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに組入れ有価証券を売却し、信託契約を解約し、信託を終了させます。

大量の一部解約または特別解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価の改廃その他特殊な状況等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

イ．投資の対象とする資産の種類（約款第13条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りま。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．運用の指図範囲等（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券および新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

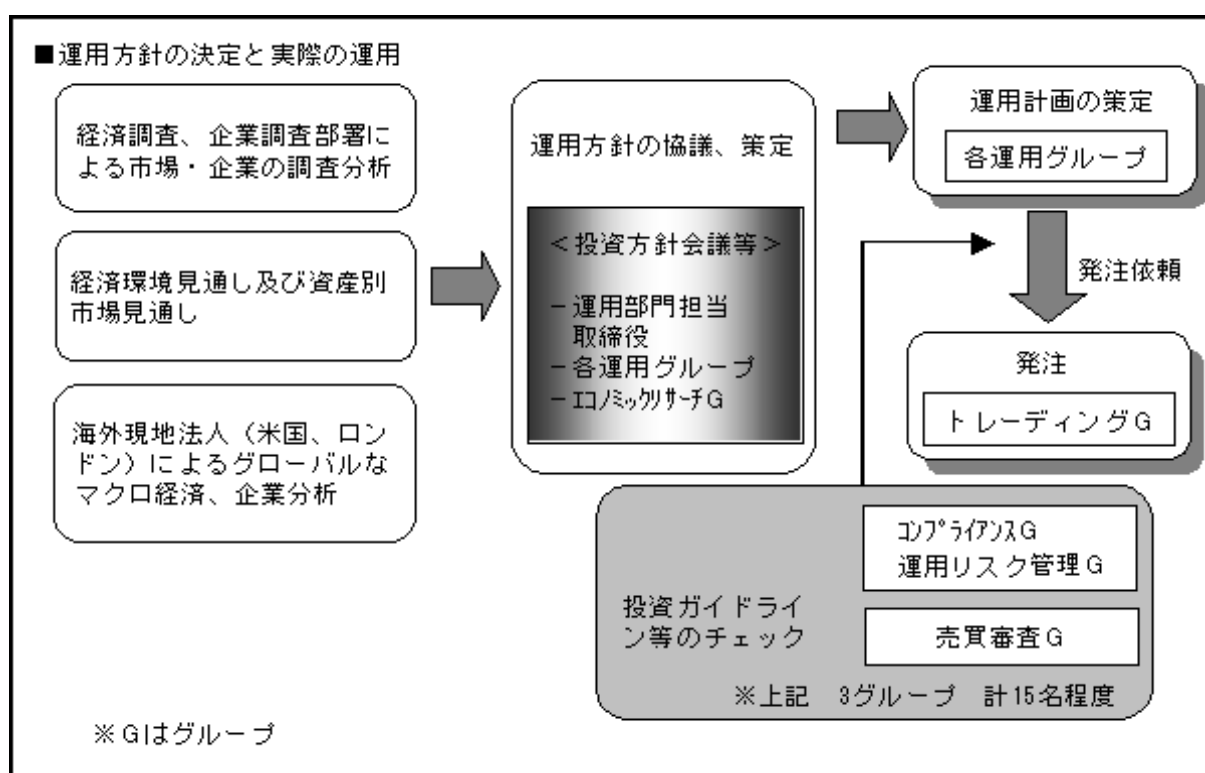
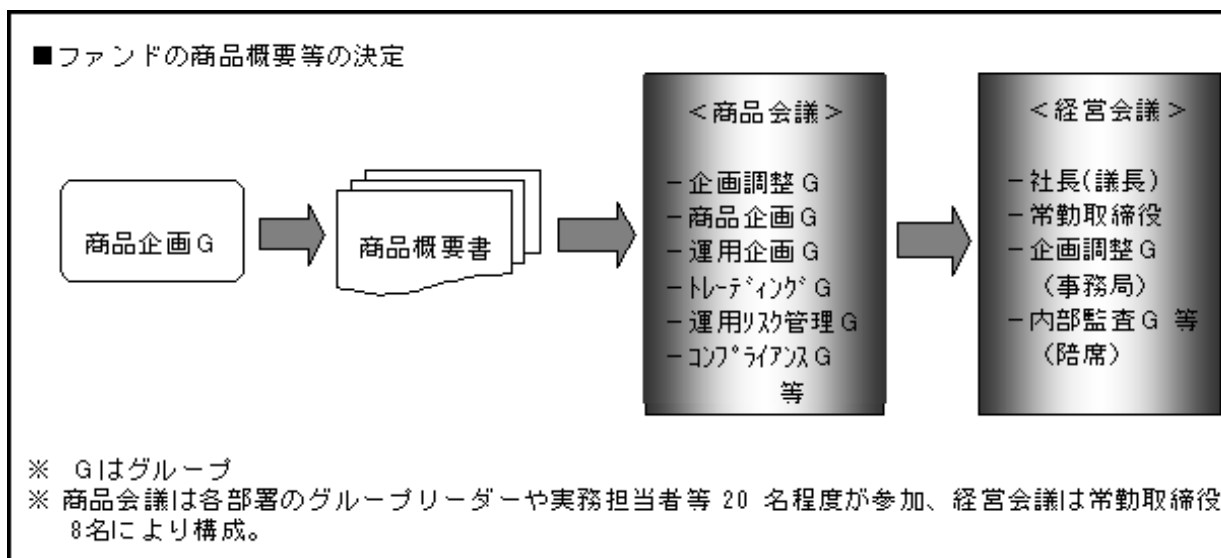
なお、第1号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」と言い、第2号から第7号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

八. 金融商品の指図範囲（約款第14条第2項）

委託会社は、信託金を、口. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】



<ファンドの商品概要等の決定>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議・策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

上記体制は平成21年2月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】**イ．収益分配方針**

毎決算時（原則1月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に下記の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

ロ．収益の分配方式

a．信託期間中の収益分配は、下記b．に掲げる収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。

b．収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- 1．当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
- 2．当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、配当等収益の額から信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

ハ．収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に原則として決算日から原則5営業日までに、お支払いを開始します。

(5)【投資制限】

1）株式への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

2）外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

3）同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4）投資する株式の範囲（約款第17条）

(a)委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(b)前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

5）信用取引の指図範囲（約款第18条）

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b)前記(a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6）先物取引等の運用指図（約款第19条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 7) スワップ取引の運用指図（約款第20条）
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。 ）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 金利先渡取引の運用指図（約款第21条）
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- 9) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- 10) 資金の借入れ（約款第29条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。 ）に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。 ）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 前(a)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 前(b)の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 11) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき

議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

12) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

● 市場リスク

- 当初1年間（設定日から平成21年1月19日までの間、以下同じ。）
当ファンドの主要投資対象となるユーロ円債は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。また、当ファンドの運用目標はあくまでも繰上償還時（平成21年1月19日）のものであり、当初1年間の運用中の成果を保証・約束するものではありません。
当ファンドの基準価額については、日経平均株価の価格変動・金利の変動・債券の発行者および保証者の信用状況等の影響により上下しますので、投資元本を下回る可能性があります。
- インデックス運用開始以降（平成21年1月20日以降、以下同じ。）
当ファンドは株式組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

● 信用リスク

- 当初1年間
債券の発行者が債務不履行に陥った際、もしくは債務不履行が発生する可能性が高まった際には、目標とする償還価額および分配金を達成できないリスクがあります。
また、委託会社の判断により当該債券を償還日以前に売却した場合は、平成21年1月19日以前に繰上償還を行うことがあります。その場合、償還価額は元本を下回る可能性があります。
- インデックス運用開始以降
株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

● 銘柄集中リスク

当ファンドは、当初1年間、原則として単一のユーロ円債に集中投資し、原則として信託期間中銘柄入替えを行いません（ただし、一部解約および特別解約に対応するための売却を除きます）。このため、当ファンドの基準価額は当該債券の価格に大きく左右されます。

● 日経平均株価の改廃リスク

日経平均株価は日本経済新聞社により日々算出・発表されているものであり、今後この算出・発表が停止される可能性もあります。その場合、当ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

(2) その他の留意点

- 大量の解約または特別解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価の改廃、その他特殊な状況等ならびに信託財産の規模によっては、本書に記載している運用が行われないことおよび目標とする分配額・償還価額が達成されない場合があります。
- 資金動向、市場動向等によっては、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。
- インデックス運用開始以降
 - ・ 当ファンドは日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れないことがあること、一部解約の受付から組入株式の売却執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額と日経平均株価が乖離する場合があります。
 - ・ 当ファンドは基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに繰上償還の準備に入ります。ただし、組入株式の売却に要する費用および売却に至るまで株価変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る場合があります。当ファンドは、この場合、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有しているものではありません。また、基準価額・償還価額が11,000円以上となることを保証・約束するものではありません。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。

- 当ファンドの繰上償還
 - ・ 前記ケース 1 およびケース 2（前述(1)ファンドの目的及び基本的性格 参照）の場合、当ファンドは当初定められた信託期間（平成25年1月17日）以前に繰上償還を行います。（繰上償還日：平成21年1月19日）
 - ・ また、インデックス運用開始以降、基準価額が11,000円以上となった場合、原則として繰上償還となります。
 - ・ 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。
- ご解約について

当ファンドは、信託設定日から平成20年1月29日まで、および平成21年1月16日は、解約の申込みは不可能となっておりますが、平成20年2月から平成21年1月までの各月10日（休業日の場合は翌営業日）に限り、当該日を解約請求受付日として、1口単位をもって解約の請求をすることができます。また、平成20年1月30日から平成21年1月15日までは特別な事情が発生した場合には解約（特別解約）の申込みが可能となっております。これらの場合、解約または特別解約時の解約価額は、市況動向等によっては、元本を下回ることがあります。
- その他

各取引所や市場において、何らかの理由により（取引規制、システム異常等）現物取引等が円滑に行えなくなった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

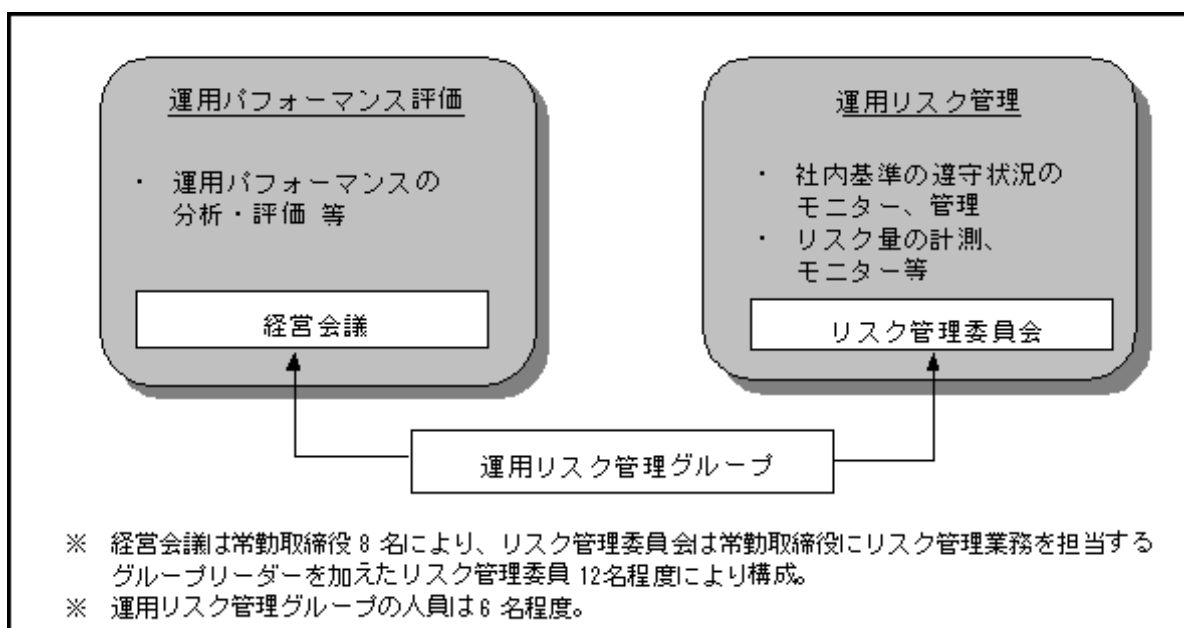
各市場の大幅な変動や急激な変動により現物取引等が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

当ファンドの組入れ有価証券等の取引に係る取引コストやファンド運営に予想外の費用等が必要となった場合には、ファンドの目標とする分配額・償還価額が達成できない可能性があります。

スタート株価、エンド株価算出期間において、臨時の祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価の算出・発表が停止となった場合には、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。
- 当ファンドの収益分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 注意事項
 - イ. 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通じて購入しない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ニ. 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります。これによる損失は購入者が負担することとなります。

(3) リスク管理体制

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理

を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成21年2月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

受益権1口当たり1円に、1.575%（税抜 1.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社により上記手数料が優遇される場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、次に掲げる額とします。

信託契約締結日から平成21年1月19日まで

.....信託財産の元本総額に年10,000分の52.5（税抜 10,000分の50）の率を乗じて得た金額

平成21年1月20日から信託期間の終了日まで

.....信託財産の純資産総額に年10,000分の52.5（税抜 10,000分の50）の率を乗じて得た金額

信託報酬の配分は、上記 および の期間を通じ、委託会社が年率0.23625%（税抜 0.225%）、販売会社が年率0.23625%（税抜 0.225%）および受託会社が年率0.0525%（税抜 0.05%）です。

信託報酬の総額は、毎計算期間の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末ならびに一部解約時または信託終了のとき、信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

イ.費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期間の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記イ.の費用につきましては、運用状況や資産状況または計算方法の変更等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ロ.信託財産留保額

平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約時のみ、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額とします。

(5)【課税上の取扱い】

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により、各々1年間の普通分配金など上場株式等の配当等の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下のものは合計額から除外されます。）までの場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。なお、前述の合計額が各々1年間で100万円を超える場合は確定申告が必要となります。その際、総合課税または申告分離課税を選択することができますが、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により、各々1年間の一部解約時および償還時の譲渡益と上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率が適用されます。原則として申告分離課税となりますが、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、前述の合計額が各々1年間で500万円を超える場合は確定申告が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

買取請求による換金時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

また、地方税の源泉徴収はありません。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年2月25日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	2,026,146,540	54.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,707,696,341	45.74
合 計（純資産総額）		3,733,842,881	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産として、下記の通り株価指数先物取引を利用しています。

名称	取引所	種類	買建/売建	枚数	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
NK225 先物（2009年3月限）	大阪	株価指数先物	買建	228	1,847,280,000	1,705,440,000	45.68

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年2月25日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	11,000	11,502.42	126,526,565	9,360.00	102,960,000	2.76
2	ファナック	株式	日本	電気機器	11,000	5,551.17	61,062,820	6,410.00	70,510,000	1.89
3	京セラ	株式	日本	電気機器	11,000	6,161.29	67,774,229	5,900.00	64,900,000	1.74
4	KDDI	株式	日本	情報・通信業	110	538,112.97	59,192,427	486,000.00	53,460,000	1.43
5	本田技研	株式	日本	輸送用機器	22,000	2,060.43	45,329,517	2,395.00	52,690,000	1.41
6	信越化学	株式	日本	化学	11,000	4,300.90	47,309,933	4,280.00	47,080,000	1.26
7	武田薬品	株式	日本	医薬品	11,000	4,280.90	47,089,886	3,970.00	43,670,000	1.17
8	キャノン	株式	日本	電気機器	16,500	2,765.58	45,632,080	2,505.00	41,332,500	1.11
9	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	33,000	1,380.29	45,549,563	1,149.00	37,917,000	1.02
10	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	11,000	3,160.66	34,767,299	3,380.00	37,180,000	1.00
11	セコム	株式	日本	サービス業	11,000	3,810.80	41,918,801	3,320.00	36,520,000	0.98
12	TDK	株式	日本	電気機器	11,000	3,470.73	38,178,015	3,300.00	36,300,000	0.97
13	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	11,000	3,220.68	35,427,438	3,240.00	35,640,000	0.95
14	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	11,000	3,010.63	33,116,953	3,220.00	35,420,000	0.95
15	エーザイ	株式	日本	医薬品	11,000	3,200.67	35,207,392	2,960.00	32,560,000	0.87

16	テ ル モ	株式	日本	精密機器	11,000	3,500.74	38,508,085	2,880.00	31,680,000	0.85
17	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	22,000	1,264.27	27,813,839	1,426.00	31,372,000	0.84
18	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	11,000	2,450.51	26,955,659	2,310.00	25,410,000	0.68
19	N T T データ	株式	日本	情報・通信業	110	299,262.83	32,918,911	229,400.00	25,234,000	0.68
20	ダイキン工業	株式	日本	機械	11,000	2,265.48	24,920,232	2,160.00	23,760,000	0.64
21	セブン＆アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	11,000	2,500.53	27,505,775	2,010.00	22,110,000	0.59
22	デンソー	株式	日本	輸送用機器	11,000	1,665.35	18,318,846	1,902.00	20,922,000	0.56
23	第一三共	株式	日本	医薬品	11,000	1,864.39	20,508,305	1,856.00	20,416,000	0.55
24	富士フイルムホールディングス	株式	日本	化学	11,000	2,085.44	22,939,816	1,833.00	20,163,000	0.54
25	花 王	株式	日本	化学	11,000	2,475.52	27,230,717	1,810.00	19,910,000	0.53
26	ソ ニ ー	株式	日本	電気機器	11,000	2,025.43	22,279,677	1,681.00	18,491,000	0.50
27	中外製薬	株式	日本	医薬品	11,000	1,560.33	17,163,603	1,612.00	17,732,000	0.47
28	スズキ	株式	日本	輸送用機器	11,000	1,285.27	14,137,968	1,581.00	17,391,000	0.47
29	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	11,000	1,813.38	19,947,187	1,524.00	16,764,000	0.45
30	ブリヂストン	株式	日本	ゴム製品	11,000	1,276.27	14,038,947	1,416.00	15,576,000	0.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年2月25日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	電気機器	11.08
	医薬品	4.92
	情報・通信業	4.55
	小売業	4.29
	輸送用機器	3.82
	化学	3.80
	食料品	2.46
	機械	2.31
	精密機器	1.59
	サービス業	1.46
	建設業	1.39
	陸運業	1.34
	卸売業	1.31
	銀行業	1.16
	不動産業	1.00
	非鉄金属	0.97
	ガラス・土石製品	0.93
	保険業	0.72
	その他製品	0.63
	ゴム製品	0.52
	繊維製品	0.47
	石油・石炭製品	0.47

証券、商品先物取引業	0.45
電気・ガス業	0.43
金属製品	0.39
海運業	0.36
鉄鋼	0.33
パルプ・紙	0.30
倉庫・運輸関連業	0.23
その他金融業	0.20
鉱業	0.19
空運業	0.15
水産・農林業	0.06
合計	54.26

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成21年2月25日現在

名称	取引所	種類	買建/売建	枚数	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
NK225 先物（2009年3月限）	大阪	株価指数先物	買建	228	1,847,280,000	1,705,440,000	45.68

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成21年2月25日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成21年1月19日現在）	4,130	4,531	0.6796	0.7456
平成20年2月末	6,099	—	0.9829	—
3月末	5,919	—	0.9547	—
4月末	6,241	—	1.0067	—
5月末	6,309	—	1.0180	—
6月末	6,216	—	1.0030	—
7月末	6,317	—	1.0192	—
8月末	6,274	—	1.0217	—
9月末	5,690	—	0.9272	—
10月末	4,272	—	0.7008	—
11月末	4,241	—	0.6965	—
12月末	4,399	—	0.7240	—
平成21年1月末	4,008	—	0.6657	—
2月25日	3,733	—	0.6240	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0660

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	25.44

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額—前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年1月18日 信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a. お申込みの方法

当ファンドのお申込みは、原則として申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

申込期間は、平成19年12月12日から平成20年1月17日までです。

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、受益権について、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

b. お申込単位（当初元本1口＝1円）

販売会社により以下のいずれかとなります。

10万円以上1円単位、10万口以上1万口単位

お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

c. お申込価額（発行価格）

受益権1口当たり1円となります。

d. お申込手数料

受益権1口当たり1円に、1.575%（税抜1.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社により上記手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e. 取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。当初申込みに係る申込金額の総額は、販売会社によって、設定日（平成20年1月18日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

a. 委託会社は、平成20年1月18日から平成20年1月29日までの間および平成21年1月16日は、解約の受付は行っておりません。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降において、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。

ただし、受益者は、平成20年2月から平成21年1月までの各月10日（休業日の場合は翌営業日）に限り、当該日を解約請求受付日として、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。

b. 前記a.の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合に限り、平成20年1月30日から平成21年1月15日までの間、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって解約（特別解約）の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき

2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

3. 受益者が破産宣告を受けたとき

4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

- c. 解約のお申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- d. 受益者が前記a. およびb. の解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- e. 委託会社は、前記a. およびb. の解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- f. 前記e. の一部解約の価額は、下記の通りです。
- ・平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約の場合
解約価額¹は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額²から、当該基準価額に0.5%を乗じて得た額を信託財産留保額³として控除した価額とします。
1 「解約価額」＝基準価額－信託財産留保額
2 基準価額とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。基準価額は当ファンドの設定日（平成20年1月18日）以降の営業日において、委託会社により毎日計算、公表されます。（但し、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）
3 信託財産留保額とは、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。
 - ・第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降の解約の場合
解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約代金の支払いは、下記の通りです。
- ・平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約の場合
解約代金は、原則として解約の請求受付日より起算して9営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
 - ・第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降の一部解約の場合
解約代金は、原則として解約の請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- h. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記a. およびb. による解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして前記f. の規定に準じて算出した価額とします。
- i. 解約価額の照会方法等
解約価額は委託会社の営業日において、委託会社により毎日計算されます。
当ファンドの解約価額は、以下の照会先をご参照ください。
- ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

信託期間は平成20年1月18日から平成25年1月17日までですが、下記「(5)その他 イ．償還規定」に定める場合には信託を終了する場合があります。

（4）【計算期間】

- 計算期間は毎年1月18日から翌年1月17日までとすることを原則とします。
- 前記 a . の規定にかかわらず、前記 a . の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第5計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ．償還規定

- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、信託契約締結日から第1計算期末までの期間において、次の両方もしくはいずれか一方の場合に該当するときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、平成21年1月19日に信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。ただし、主要投資対象とするユーロ円債に債務不履行等の事由が生じた場合には、次の両方もしくはいずれか一方の場合に該当する時でも、上記の日付で信託を終了できないことがあります。
 - 観測期間中の日経平均株価の終値が、スタート株価よりも20%以上下落しなかった場合。
 - エンド株価がスタート株価以上になった場合。
- 委託会社は、第2計算期間以降において、基準価額が11,000円以上になった場合は、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記 c . および d . の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 委託会社は、前記 a . および b . の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前期 f . から h . までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前期 f . から h . までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁

判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。また、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- m. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記f.に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からf.の規定に従い信託約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記b.に規定する書面に付記します。
- j. 上記b.に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行われます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、お支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

信託期間中の一部解約の申込みには制限を設けている期間があります。詳しくは、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年1月18日から平成21年1月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

D I A M条件付インカム確保型ファンド08-01

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 1 期 平成21年1月19日現在 金額（円）
資 産 の 部		
流 動 資 産		
コール・ローン		4,547,832,393
流 動 資 産 合 計		4,547,832,393
資 産 合 計		4,547,832,393
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未払収益分配金		401,109,952
未払受託者報酬		1,621,668
未払委託者報酬		14,594,782
その他未払費用		62,400
流 動 負 債 合 計		417,388,802
負 債 合 計		417,388,802
純 資 産 の 部		
元 本 等		
元本		6,077,423,526
剰余金		
期末欠損金	*3	1,946,979,935
剰余金合計		1,946,979,935
元本等合計		4,130,443,591
純 資 産 合 計		4,130,443,591
負 債 ・ 純 資 産 合 計		4,547,832,393

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 1 期 自平成20年1月18日 至平成21年1月19日
		金額（円）
営 業 収 益		
受取利息		444,542,960
有価証券売買等損益		1,972,703,469
営 業 収 益 合 計		1,528,160,509
営 業 費 用		
受託者報酬		3,251,933
委託者報酬		29,267,069
その他費用		135,443
営 業 費 用 合 計		32,654,445
営業損失金額		1,560,814,954
経常損失金額		1,560,814,954
当期純損失金額		1,560,814,954
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-
期首剰余金		-
剰余金増加額		14,944,971
当期一部解約に伴う剰余金増加額		14,944,971
剰余金減少額		-
分配金	*1	401,109,952
期末欠損金		1,946,979,935

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 1 期 自平成20年1月18日 至平成21年1月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成20年1月18日から平成21年1月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 1 期 平成21年1月19日現在
*1 設定年月日	平成20年1月18日
設定元本額	6,205,719,453円
期首元本額	6,205,719,453円
元本残存率	97.93%
*2 計算期間末日における受益権の総数	6,077,423,526口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,946,979,935円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 1 期 自平成20年1月18日 至平成21年1月19日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益は406,214,083円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用控除後の配当等収益を分配対象収益として、うち401,109,952円（1万口当たり660円）を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 1 期 平成21年1月19日現在
1口当たり純資産額	0.6796円
(1万口当たり純資産額)	(6,796円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

項 目	平成21年2月25日現在 金額又は口数
資産総額	3,886,410,771円

負債総額	152,567,890円
純資産総額（ - ）	3,733,842,881円
発行済数量	5,983,402,711口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6240円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	6,205,719,453	128,295,927

(注1)本邦外における設定及び解約はございません。

(注2)当ファンドは単位型であり、設定口数は当初募集期間中のもののみです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

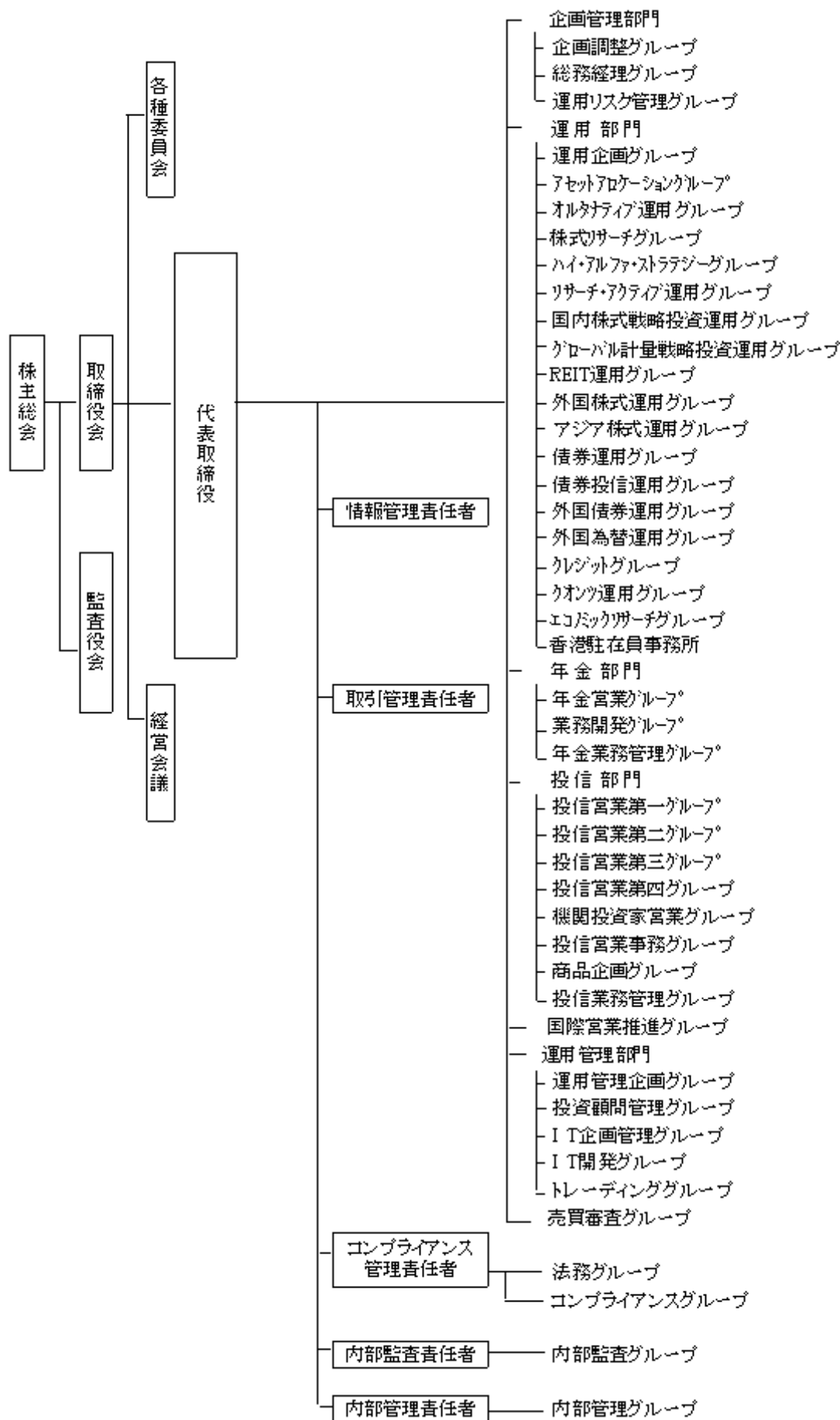
（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動
該当事項はありません。

（2）会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成21年2月27日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

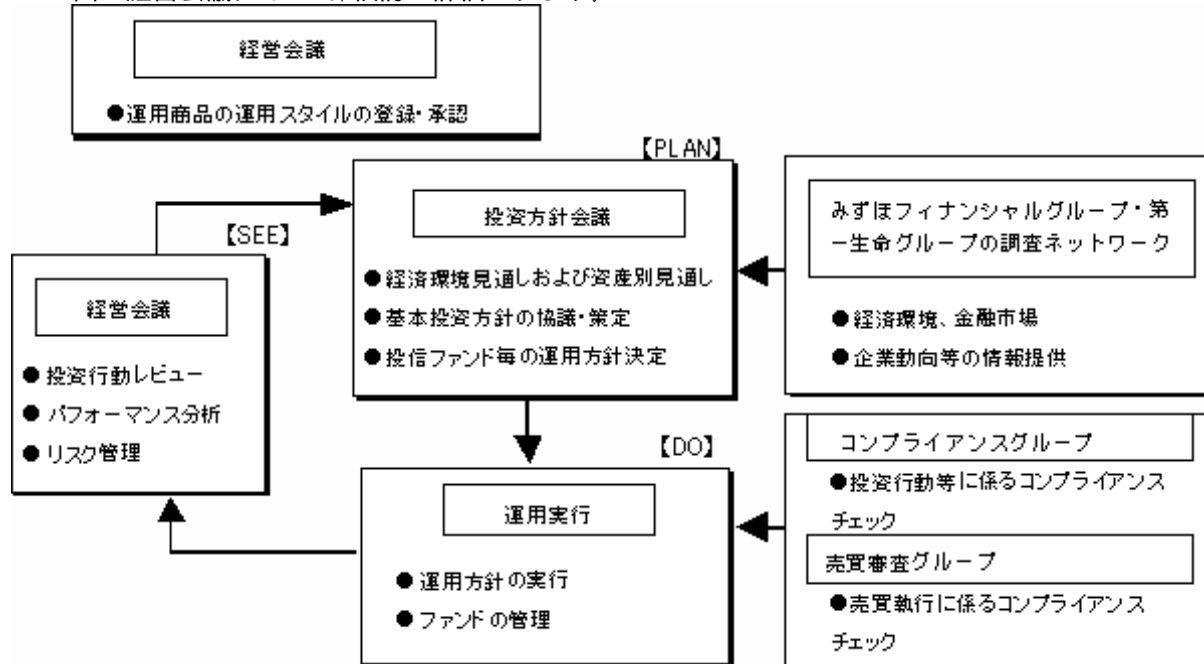
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成21年2月27日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月27日現在、委託会社の運用する証券投資信託は251本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 （単位：円）
単位型株式投資信託	19	71,724,743,774
追加型株式投資信託	219	2,722,406,586,890
単位型公社債投資信託	13	105,533,006,203
追加型公社債投資信託	0	0
合計	251	2,899,664,336,867

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第4条により改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき第22期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）		
		内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金・預金			-			13,267,152	
現金			1,087			-	
預金			11,618,410			-	
支払委託金			5,262			-	
収益分配金		2,122			-		
償還金		3,139			-		
前払費用			52,870			64,301	
未収委託者報酬			3,305,752			3,423,783	
未収収益	2		1,989,832			1,933,135	
繰延税金資産			463,175			553,910	
その他			27,610			43,115	
流動資産計			17,464,001	81.0		19,285,400	73.5
固定資産							
有形固定資産			566,274	2.6		488,486	1.9
建物	1	385,746			335,163		
器具備品	1	180,528			153,323		
無形固定資産			621,524	2.9		616,621	2.3
商標権	1	2,872			2,104		
ソフトウェア	1	610,731			606,677		
電話加入権		7,148			7,148		
電話施設利用権	1	771			691		
投資その他の資産			2,897,263	13.5		5,842,772	22.3
投資有価証券		127,525			3,097,362		
関係会社株式		1,410,844			1,261,144		
繰延税金資産		144,409			233,849		
長期差入保証金		1,143,241			1,194,310		
預託金		1,000			-		
その他		97,471			83,032		
貸倒引当金		27,228			26,925		
固定資産計			4,085,063	19.0		6,947,880	26.5
資産合計			21,549,064	100.0		26,233,280	100.0

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）			
		内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	
（負債の部）								
流動負債	2							
預り金			173,471			162,809		
未払金			1,775,461			2,186,170		
未払収益分配金		8,569			8,470			
未払償還金		53,576			50,930			
未払手数料		1,464,902			1,527,000			
その他未払金		248,414			599,769			
未払費用			1,656,967			1,653,424		
未払法人税等			2,262,679			2,575,999		
未払消費税等			279,396			316,821		
前受収益			3,433			-		
賞与引当金			557,836			687,832		
流動負債計				6,709,246	31.1		7,583,058	28.9
固定負債								
役員退職慰労引当金				121,274			179,237	
退職給付引当金			182,197			334,280		
固定負債計			303,471	1.4		513,518	1.9	
負債合計			7,012,717	32.5		8,096,577	30.8	
（純資産の部）								
株主資本								
資本金			2,000,000	9.3		2,000,000	7.6	
資本剰余金			2,428,478	11.3		2,428,478	9.3	
資本準備金		2,428,478			2,428,478			
利益剰余金			10,106,875	46.9		13,718,238	52.3	
利益準備金		123,293			123,293			
その他利益剰余金								
別途積立金		4,640,000			7,040,000			
研究開発積立金		300,000			300,000			
運用責任準備積立金		200,000			200,000			
繰越利益剰余金		4,843,582			6,054,944			
株主資本合計			14,535,353	67.5		18,146,716	69.2	
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金			992			10,012		
評価・換算差額等合計			992	0.0		10,012	0.0	
純資産合計			14,536,346	67.5		18,136,703	69.2	
負債・純資産合計			21,549,064	100.0		26,233,280	100.0	

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）			第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			32,125,919	100.0		40,502,581	100.0
委託者報酬		25,222,520			32,833,957		
販売手数料		2,990			-		
顧問料		6,207,737			6,804,888		
その他営業収益		692,671			863,734		
営業費用							
支払手数料			11,361,954			14,748,737	
広告宣伝費			539,570			830,858	
公告費			11,612			3,293	
受益証券発行費			51,476			2,167	
調査費			4,740,502			6,268,709	
調査費		2,194,949			2,415,829		
委託調査費		2,545,553			3,852,880		
委託計算費			383,253			345,695	
営業雑経費			690,767			1,143,457	
通信費		23,506			33,290		
印刷費		600,301			1,041,499		
協会費		18,099			22,173		
諸会費		38			41		
支払販売手数料		48,822			46,452		
営業費用計			17,779,137	55.3		23,342,919	57.6
一般管理費							
給料			3,631,878			4,082,147	
役員報酬	1	205,347			223,147		
給料・手当		2,916,607			3,258,097		
賞与		509,924			600,902		
交際費			43,931			44,264	
寄付金			20			4,010	
旅費交通費			249,538			309,129	
租税公課			85,465			103,549	
不動産賃借料			702,262			754,728	
退職給付費用			73,952			88,449	
固定資産減価償却費			357,945			337,808	
福利厚生費			19,772			23,757	
修繕費			65,984			16,394	
賞与引当金繰入			557,836			687,832	
役員退職慰労引当金繰入			53,548			60,123	
役員退職金			528			528	
機器リース料			9,688			1,207	
事務委託費			188,274			279,797	
消耗品費			46,333			76,448	
器具備品費			63,518			10,563	
諸経費			200,560			204,099	
一般管理費計			6,351,042	19.8		7,084,837	17.5
営業利益			7,995,739	24.9		10,074,823	24.9

区分	注記 番号	第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金		6,575			92,575		
受取利息		16,790			59,127		
時効成立分配金		306			298		
投資信託解約益		138,631			-		
為替差益		-			14,223		
雑収入		3,092			7,064		
営業外収益計			165,395	0.5		173,289	0.4
営業外費用							
為替差損		36,555			-		
時効成立後支払分配金		672			557		
投資信託解約損		-			109,677		
営業外費用計			37,227	0.1		110,234	0.3
経常利益			8,123,907	25.3		10,137,878	25.0
特別利益							
関係会社株式売却益		-			39,215		
貸倒引当金戻入益		-			123		
特別利益計			-	-		39,338	0.1
特別損失							
固定資産除却損	2	11,778			10,466		
貯蔵品処分損		84,277			-		
ゴルフ会員権売却損		-			5,200		
退職給付費用		-			106,395		
特別損失計			96,055	0.3		122,062	0.3
税引前当期純利益			8,027,852	25.0		10,055,154	24.8
法人税、住民税及び事業税		-			4,252,414		
法人税等	3	3,397,409			-		
法人税等調整額		115,869	3,281,540	10.2	172,622	4,079,792	10.0
当期純利益			4,746,311	14.8		5,975,362	14.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金			
平成18年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	3,240,000	300,000	200,000	3,297,270	11,589,042	
事業年度中の 変動額									
剰余金の配当 （千円）							1,800,000	1,800,000	
別途積立金の 積立（千円）				1,400,000			1,400,000	-	
当期純利益 （千円）							4,746,311	4,746,311	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）									
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	1,400,000	-	-	1,546,311	2,946,311	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	-	11,589,042
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		1,800,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		4,746,311
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	992	992
事業年度中の 変動額合計（千円）	992	2,947,304
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							2,364,000	2,364,000
別途積立金の 積立（千円）				2,400,000			2,400,000	-
当期純利益 （千円）							5,975,362	5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）								
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	2,400,000	-	-	1,211,362	3,611,362
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		2,364,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	11,004	11,004
事業年度中の 変動額合計（千円）	11,004	3,600,357
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703

[次へ](#)

重要な会計方針

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左 5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 同左 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等（「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号））を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,536,346千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により作成しております。	-----

表示方法の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）
--------------------	--------------------

-----	金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。
-------	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）																																
1．固定資産の減価償却累計額 <table><tr><td>建物</td><td>310,209千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>169,451千円</td></tr><tr><td>商標権</td><td>4,814千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>677,186千円</td></tr><tr><td>電話施設利用権</td><td>825千円</td></tr></table> 2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>367,395千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>694,532千円</td></tr></table>	建物	310,209千円	器具備品	169,451千円	商標権	4,814千円	ソフトウェア	677,186千円	電話施設利用権	825千円	流動資産	未収収益	367,395千円	流動負債	未払費用	694,532千円	1．固定資産の減価償却累計額 <table><tr><td>建物</td><td>373,021千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>229,532千円</td></tr><tr><td>商標権</td><td>5,582千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>653,371千円</td></tr><tr><td>電話施設利用権</td><td>905千円</td></tr></table> 2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	建物	373,021千円	器具備品	229,532千円	商標権	5,582千円	ソフトウェア	653,371千円	電話施設利用権	905千円	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円
建物	310,209千円																																
器具備品	169,451千円																																
商標権	4,814千円																																
ソフトウェア	677,186千円																																
電話施設利用権	825千円																																
流動資産	未収収益	367,395千円																															
流動負債	未払費用	694,532千円																															
建物	373,021千円																																
器具備品	229,532千円																																
商標権	5,582千円																																
ソフトウェア	653,371千円																																
電話施設利用権	905千円																																
流動資産	未収収益	379,257千円																															
流動負債	未払費用	641,087千円																															

（損益計算書関係）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1．役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 2．固定資産除却損の内訳 建物 4,738千円 器具備品 5,960千円 ソフトウェア 1,079千円 3．法人税等には、法人住民税および事業税が含まれております。	1．役員報酬の限度額 同左 2．固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円 3． -----

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,800,000	75,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>91,585千円</td><td>-</td><td>91,585千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>39,283千円</td><td>-</td><td>39,283千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>52,301千円</td><td>-</td><td>52,301千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円	減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円	期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>-</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>-</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>-</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円																														
減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円																														
期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円																														
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>18,391千円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td></td><td>38,155千円</td><td>56,546千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	18,391千円			期末残高相当額		38,155千円	56,546千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>22,595千円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td></td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	22,595千円			期末残高相当額		39,602千円	62,197千円								
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料	18,391千円																																
期末残高相当額		38,155千円	56,546千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料	22,595千円																																
期末残高相当額		39,602千円	62,197千円																														
当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
支払リース料	支払リース料																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																																
支払利息相当額	支払利息相当額																																
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同左																																
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同左																																
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	2. オペレーティング・リース取引 同左																																

（有価証券関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	60,000	61,674	1,674
小計	60,000	61,674	1,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	60,000	61,674	1,674

５．当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

６．当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,661,631	138,848	217

７．時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 65,851千円

８．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	16,884
小計	3,031,000	3,014,115	16,884
合計	3,031,000	3,014,115	16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第22期(平成19年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	59,269	-	59,231	38
合計		59,269	-	59,231	38

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第23期（平成20年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	-	508,267	14,760
	合計	523,028	-	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成19年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務	（期末自己都合要支給額）	182,197
	退職給付引当金		182,197
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		48,032
	確定拠出年金	拠出額	25,920
	退職給付費用		73,952

第23期（平成20年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成20年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第23期 （平成20年3月31日）
（１） 割引率（％）	1.5
（２） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	172,434	197,866
未払事業所税	5,303	5,714
賞与引当金	227,039	279,947
未払法定福利費	24,208	27,884
未払確定拠出年金掛金	1,506	2,610
減価償却超過額（一括償却資産）	12,020	10,139
繰延資産償却超過額（税法上）	20,071	27,940
その他（未払金等）	590	1,807
退職給付引当金	74,154	136,052
役員退職慰労引当金	49,358	72,949
ゴルフ会員権評価損	3,135	3,135
貸倒引当金繰入額	18,442	14,840
その他有価証券評価差額金	-	6,871
繰延税金資産合計	608,266	787,759
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	681	-
繰延税金負債合計	681	-
差引繰延税金資産の純額	607,584	787,759

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第22期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

第22期(平成19年3月31日現在)	第23期(平成20年3月31日現在)
関連会社に関する投資の金額 149,700千円 持分法を適用した場合の投資の金額 329,065千円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 75,398千円	-----

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	841,610	未収収益	240,078
								販売手数料の支払	48,822	-	-
								保険料の支払	5,031	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DLIBJ Asset Management International Ltd.	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	875,761	未払費用	447,362
	DLIBJ Asset Management U.S. A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	461,432	未払費用	246,903

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	-	-	当社設定投信の販売	投資信託の販売代行手数料	1,987,532	未払手数料	198,163
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	-	-	当社設定投信の販売	投資信託の販売代行手数料	576,293	未払手数料	97,572
	みずほ第一 フィナンシャル テクノロ ジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術 研究等	-	-	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	355,655 21,239	未払費用 -	161,101 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命 保険相互 会社	東京都千代田区	4,200億円 （基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有） 直接50%	兼務1名、 出向3名、 転籍2名	資産の運用および 助言、当社 設定投信 の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産 の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の 運用	当社預り 資産の運用の顧問 料の支払	1,096,514	未払 費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産 の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の 運用	当社預り 資産の運用の顧問 料の支払	466,450	未払 費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	6,500 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	2,104,660	未払 手数料	145,839
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都 千代田 区	10,709 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	739,368	未払 手数料	137,112
	みずほ第一 フィナンシャ ルテクノロ ジー株式会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究 等	-	-	当社預り 資産の 運用	当社預り 資産の運用の顧問 料の支払 業務委託 料の支払	340,983 16,800	未払 費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1株当たり純資産額 605,681円10銭 1株当たり当期純利益金額 197,762円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
-----	平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。（出資の総額400,000千円、資本金400,000千円）

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金			12,331,764	
前払費用			113,461	
未収委託者報酬			3,183,483	
未収運用受託報酬			1,545,690	
未収投資助言報酬			377,271	
未収収益			258,713	
繰延税金資産			502,506	
その他			55,461	
流動資産合計			18,368,353	77.6
固定資産				
有形固定資産			510,393	2.1
建物	1	310,866		
器具備品	1	146,942		
建設仮勘定		52,584		
無形固定資産			708,817	3.0
商標権	1	1,719		
ソフトウェア	1	561,075		
ソフトウェア仮勘定		138,221		
電話加入権		7,148		
電話施設利用権	1	651		
投資その他の資産			4,096,042	17.3
投資有価証券		766,642		
関係会社株式		1,661,144		
繰延税金資産		317,458		
長期差入保証金		1,169,961		
その他		207,761		
貸倒引当金		26,925		
固定資産合計			5,315,252	22.4
資産合計			23,683,606	100.0

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（負債の部）				
流動負債				
預り金			38,403	
未払金			1,779,310	
未払収益分配金		8,311		
未払償還金		50,646		
未払手数料		1,373,667		
その他未払金		346,684		
未払費用			1,572,614	
未払法人税等			1,594,756	
未払消費税等			91,285	
前受収益			12,580	
賞与引当金			715,530	
その他			365	
流動負債合計			5,804,848	24.5
固定負債				
退職給付引当金			369,364	
役員退職慰労引当金			147,947	
固定負債合計			517,311	2.2
負債合計			6,322,159	26.7
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,000,000	8.4
資本剰余金			2,428,478	10.2
資本準備金		2,428,478		
利益剰余金			13,062,550	55.2
利益準備金		123,293		
その他利益剰余金				
別途積立金		10,040,000		
研究開発積立金		300,000		
運用責任準備積立金		200,000		
繰越利益剰余金		2,399,256		
株主資本合計			17,491,028	73.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			129,581	
評価・換算差額等合計			129,581	0.5
純資産合計			17,361,446	73.3
負債・純資産合計			23,683,606	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比(%)
営業収益			18,207,937	100.0
委託者報酬		14,786,150		
運用受託報酬		2,289,790		
投資助言報酬		734,376		
その他営業収益		397,619		
営業費用				
支払手数料			6,617,402	
広告宣伝費			323,439	
調査費			2,954,094	
調査費		1,301,446		
委託調査費		1,652,648		
委託計算費			172,214	
営業雑経費			430,161	
通信費		18,282		
印刷費		383,806		
協会費		13,103		
諸会費		19		
支払販売手数料		14,950		
営業費用合計			10,497,312	57.6
一般管理費				
給料			1,913,532	
役員報酬		116,992		
給料・手当		1,796,539		
交際費			21,899	
旅費交通費			161,823	
租税公課			49,036	
不動産賃借料			403,780	
退職給付費用			53,185	
固定資産減価償却費	1		166,197	
福利厚生費			14,794	
修繕費			4,387	
賞与引当金繰入			715,530	
役員退職慰労引当金繰入			27,285	
機器リース料			935	
事務委託費			97,258	
消耗品費			43,061	
器具備品費			4,585	
寄付金			4,462	
諸経費			102,309	
一般管理費合計			3,784,065	20.8
営業利益			3,926,558	21.6

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比(%)
営業外収益				
受取配当金		1,575		
受取利息		30,350		
先物利益		97,476		
雑収入		3,796		
営業外収益合計			133,198	0.7
営業外費用				
為替差損		39,429		
時効成立後支払分配金		198		
投資信託解約損		38,254		
営業外費用合計			77,882	0.4
経常利益			3,981,874	21.9
特別損失				
固定資産除却損		2,315		
特別損失合計			2,315	0.0
税引前中間純利益			3,979,559	21.9
法人税、住民税及び事業税		1,585,387		
法人税等調整額		49,860	1,635,247	9.0
中間純利益			2,344,311	12.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716
中間会計期間中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							3,000,000	3,000,000
別途積立金の 積立（千円）				3,000,000			3,000,000	-
中間純利益（千円）							2,344,311	2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）								
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	-	-	-	3,000,000	-	-	3,655,688	655,688
平成20年9月30日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	10,040,000	300,000	200,000	2,399,256	17,491,028

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703
中間会計期間中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		3,000,000
別途積立金の 積立（千円）		-
中間純利益（千円）		2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）	119,568	119,568
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	119,568	775,257
平成20年9月30日 残高（千円）	129,581	17,361,446

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	(1)子会社株式および関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 10～15年 器具備品 ... 2～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、前事業年度末から原則法に変更いたしました。 なお、上記の通り退職給付債務の算定方法の変更が前事業年度末に行われたため、前中間会計期間は従来の方によっております。したがって、前中間会計期間は、前事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
5. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

会計方針の変更	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当中間会計期間における中間貸借対照表および中間損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
表示方法の変更	（中間貸借対照表） 1．前中間会計期間において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当中間会計期間から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「未収運用受託報酬」の金額は1,600,614千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は410,692千円であります。 2．前中間会計期間において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は27,931千円であります。 （中間損益計算書） 前中間会計期間において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間における「運用受託報酬」の金額は2,551,064千円であり、「投資助言報酬」の金額は735,233千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）		
1．固定資産の減価償却累計額	建物	...	401,730千円
	器具備品	...	261,226千円
	商標権	...	5,967千円
	ソフトウェア	...	549,824千円
	電話施設利用権	...	945千円

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）		
1．減価償却実施額	有形固定資産	...	62,606千円
	無形固定資産	...	103,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）		
1．ファイナンス・リース取引		
(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）		
リース資産の内容		
該当事項はありません。		
リース資産の減価償却の方法		
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。		
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額		
	<u>器具備品</u>	
取得価額相当額	90,601千円	
減価償却累計額相当額	40,972千円	
中間期末残高相当額	49,629千円	
未経過リース料中間期末残高相当額		
<u>1年以内</u>	<u>1 年 超</u>	<u>合 計</u>
22,920千円	28,059千円	50,980千円
当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額		
支払リース料	12,048千円	
減価償却費相当額	11,363千円	
支払利息相当額	831千円	

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	371,914	304,829	67,084
債券	-	-	-
その他（投資信託）	529,999	378,566	151,433
合計	901,914	683,396	218,518

4. 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く)

中間貸借対照表計上額

83,246千円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

1. 通貨関連

対象物の 種類	取引の種類	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引 売建				
	米ドル	26,961	-	26,289	672
	香港ドル	33,800	-	34,075	275
	豪ドル	91,717	-	87,387	4,329
	シンガポールドル	16,233	-	16,323	89
合計		168,712	-	164,076	4,636

2. 株式関連

対象物の 種類	取引の種類	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
株式	株価指数先物取引 売建	358,295	-	333,026	25,268
合計		358,295	-	333,026	25,268

(持分法損益等)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）	
該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	723,393円61銭
1株当たり中間純利益金額	97,679円66銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
--	--

中間純利益	2,344,311千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,344,311千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

- (1) 受託会社
 - a. 名称
住友信託銀行株式会社
 - b. 資本金の額
平成20年3月31日現在 287,537百万円
 - c. 事業の内容
日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2)「販売会社」

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成20年3月31日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社常陽銀行	85,113	日本において銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 信託契約の一部解約事務
- (3) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付
- (5) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
半期報告書	平成20年10月17日

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 2 月 2 6 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M条件付インカム確保型ファンド08-01の平成 2 0 年 1 月 1 8 日から平成 2 1 年 1 月 1 9 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M条件付インカム確保型ファンド08-01の平成 2 1 年 1 月 1 9 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 禎良 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	山本 禎良	印
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	山内 正彦	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。